

[事案 2022-197] 契約内容遡及変更請求

・令和5年5月25日 裁定打切り

<事案の概要>

契約内容が希望した内容と異なっていることを理由に、契約時に遡及して変更することを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成30年3月に契約した豪ドル建個人年金保険について、以下等の理由により、契約時に遡及して自分の希望に沿った契約内容に変更してほしい。

- (1)募集人に、米ドル建で加入したいとの意向を伝えていたが、豪ドル建で加入していることが判明した。
- (2)募集人から、米ドル建のパンフレットを用いて説明を受け、「米ドル建の申込書です」と言われて署名した。

<保険会社の主張>

申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人より申立取下げの意向が示されたものの、手続書類の提出がなされず、裁定審査会事務局より申立人の日中連絡先に多数回架電をしたが繋がらず、その後、裁定審査会事務局への電話連絡を依頼する旨の書面を数回送付したものの、いずれも所定の期日までに連絡がなかったことから、裁定手続を打ち切ることにした。